

# 指定管理者制度の条例決まる

総務常任委員会審査結果

## ○審査の視点

管理形態による選定理由と管理方法の考え方、住民サービスの向上と管理運営の効率化について

## ○委員長報告要旨

指定管理者制度は平成15年地方自治法の改正により自治体は、条例に基づいて民間等の事業者を指定し、体育施設、コミュニティ施設、保育所など公の施設の管理を代行させることができる制度であります。

自治体は制度を活用し、多様化する住民ニーズを効果的、効率的に対応して公の施設管理に民間の能力手法を活用しながら、より質の高い公共サービスの提供を期待するものであります。

条例で定めるべき事項には指定管理の手続きがあります。この条例は平成16年第8回臨時会で議決をしておりますが、その他の事項である管理の基準、業務の範囲、その他必要事項を平成17年6月定例会に条例提案されているものであります。

まず、管理の基準は施設の利用

にあたっての基本的事項いわゆる体館、開館時間、使用許可の基準等が規定されています。業務の範囲は保守、清掃業務等の包括的な管理業務を委託することを可能としており、民間事業者、団体の創意工夫が発揮できるよう設定されています。

村としては住民・利用者へのサービスの向上や個人情報保護など権利の保護を確保する必要があります。又、住民や指定管理者にもわかりやすい条例にすることも必要であります。

審査の過程においての意見として

● 公募による選定過程は公正・透明なものとする必要があるのではないのか。

● 公園内体育施設と総合公園は一体的に管理したほうが経費の節減とサービスの向上につながるのではないのか。

など委員より様々な意見がありました。

採決の結果、委員全員の賛成により可決と決しました。

指定管理者制度導入施設（※印は公募による）

小岩井地区コミュニティセンター	柳沢地区多目的運動施設	滝沢勤労者体育センター
大釜地区コミュニティセンター	※滝沢村牧野（相の沢）	滝沢総合公園体育館
南鶴飼地区コミュニティセンター	滝沢南中学校野外運動場照明施設	滝沢総合公園テニスコート
川前地区コミュニティセンター	滝沢第二中学校野外運動場照明施設	滝沢総合公園陸上競技場
柳沢地区コミュニティセンター	滝沢村東部体育館	滝沢総合公園野球場
※滝沢相の沢温泉入浴施設「お山の湯」	滝沢東部テニスコート	※滝沢ふるさと交流館
南菓子保育園	滝沢村営大釜運動場	滝沢村多目的研修センター
滝沢村立姥屋敷保育所	滝沢村営小岩井運動場	姥屋敷多目的研修センター

## 常任委員会継続調査事項

<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定管理者制度について</li> <li>●自治基本条例について</li> <li>●行政組織機構について</li> </ul> <p><b>総務</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●小中学校の学力向上対策について</li> <li>●芸術文化の振興について</li> </ul> <p><b>教育民生</b></p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ごみ処理(溶融炉施設)について</li> <li>●特産品の開発と産業振興について</li> </ul> <p><b>産業建設</b></p>
---	---	---